

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
1 11 (略)	<p>（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第五十一条（略）</p>	<p>（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第五十一条（略）</p>
2 (略)	<p>一 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p>	<p>一 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p>
3 (略)	<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
11 (略)	<p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p>
12 (略)	<p>（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて、人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定しない。）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて、人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。）</p>
13 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。